

東京藝術大学研究者倫理に関するガイドライン

平成28年4月1日

前文(目的)

東京藝術大学(以下、本学)は、我国唯一の国立総合芸術大学として、芸術文化発展について指導的役割を果たすことを使命と考え、高い専門性と豊かな人間性を有した芸術家、芸術分野の教育者・研究者の養成、伝統文化の継承と新しい芸術表現の創造、市民が芸術に親しむ機会の創出を目指しています。使命の実現に向けて、創立以来の自由と創造の精神を尊重すると同時に、社会に及ぼす大きな影響と重い責任を自覚した高い研究者倫理が求められています。

本学における学術研究の健全な環境の確保および学術研究の信頼性・公平性を高めることを目的として、本学の構成員(教職員および学生)が研究に携わる場合に守るべき倫理指針を示す「東京藝術大学研究者倫理に関するガイドライン」(以下、本ガイドライン)を定めます。

本学の研究者は、「自由と創造」が、社会からの信頼と負託に応えることで初めて成立するものであることを常に意識し、本ガイドラインを礎として研究活動を実践いたします。

記

第1条 研究者倫理の定義

1. 「研究」とは、申請、実施、発表、審査等、研究活動に関わるすべての行為と結果をいいます。
2. 「研究者倫理」とは、研究費の不正使用、研究に関わる捏造、改ざん、盗用など社会規範から著しく逸脱した行為を防止し、社会的模範となるような行動の規範をいいます。

第2条 プロジェクトの公正かつ適正な執行

1. 研究費は、関連する諸規定を遵守し、逸脱した目的に流用しません。
2. 申請書類に記載する業績に、偽造や捏造、実態とは離れた誇大な成果を加えません。
3. 収集した資料・データ等の保存に際し、紛失や改ざんなどを防ぐ適切な処置を講じます。
4. 動物等を使用する場合は、関連の法令と諸規定を遵守し、真摯な態度で臨みます。
5. 成果の発表の基礎とした資料・データ等は、適切な期間保存します。
6. 成果発表に際しては、捏造や改ざん、盗用を行いません。また、先行事例を精査し、研究に寄与した先行研究は適切に引用します。
7. メディア等への発表は、明確な情報に基づき、適切な手続きを踏まえて行います。

第3条 安全への配慮

1. 機器・薬品等を使用する際は、関係する取り扱い規定および学内規則を遵守します。
2. 事故等が発生しないよう、十分な知識を持って災害防止に努めると同時に、指導的な立場にあつてはその教育にも留意します。
3. 廃液、使用済み薬品や材料等は、自然環境に害を与えないように処理します。

第4条 情報・データ等の適正な取り扱い

1. 研究に際して個人に関わる情報・データ等の提供を受ける場合は、インフォームド・コンセントの手続きをとり、提供者に目的と方法をわかり易く説明し、明確な同意を得ます。
2. 収集した個人情報、プライバシー保護の観点から、個人が特定されないよう十分に配慮します。

第5条 共同研究および受託研究の実施

1. 委託者、共同研究先との利益・利害関係が相反する事態を回避すべく適切に対処します。
2. 受託者、共同研究者として知りえた職務上の秘密について守秘義務を遵守します。また、研究成果の利用にあたっては、明確な同意を得ます。
3. 論文の共著者は、その研究に寄与した者とし、結果に対して責任と説明義務を共有します。

第6条 公正な審査

1. 学内外を問わず、助成金・補助金等の審査や学術誌・研究誌等の査読に際し、予断を持つことなく、評価基準と審査綱領等にしがった公正かつ公平な審査を行います。
2. 業績評価や審査などを通じて知りえた情報は、不正に利用せず、関係者以外に漏らしません。

第7条 コンプライアンス

1. 研究の遂行にあたっては、関連法規および学内規定の遵守はもとより、自らの良心と信念にしたがって、研究者としての道義的責任を果たします。

以上